

平成 20 年 2 月 26 日

市政記者クラブ 様

不適正な会計処理に係る外部調査委員会
委員長 市橋 克哉
事務局 総務局監察室
担当：城^{じょう}(972-2117)

不適正な会計処理に係る外部調査委員会からの報告書について

標記の件につきまして、本日、不適正な会計処理に係る外部調査委員会から報告書が提出されましたので、別紙のとおりご報告します。

記

1 提供資料

「不適正な会計処理による現金等に係る報告書」

2 不適正な会計処理に係る外部調査委員会

(1) 設置目的

不適正な会計処理に関する調査について、客観的かつ公正・公平な第三者の立場からの検証、再発防止策等の提言を行う。

(2) 構 成

^{いちはし}市橋 ^{かつや}克哉 氏（委員長 大学教授）始め外部有識者 5 名

不適正な会計処理による現金等に係る報告書（概要）

不適正な会計処理に係る外部調査委員会(平成 20 年 2 月 26 日)

1 外部調査委員会の活動

- 外部調査委員会は、平成19年11月16日に設置され、延べ16回開催された。
- 専門調査員は、実地調査及び内部調査報告書の検証を行った。

2 内部調査報告書の検証

- 専門調査員により、内部報告書の基礎となった資料の確認、実地調査、関係者への聞き取り調査を実施した。
- 当委員会は市の調査について意図的な隠蔽や恣意的な操作を確認しておらず、市の内部調査報告書は、当委員会の意見の基礎として使用して差し支えないと考える。

3 返還について

- 今回の不祥事で損なった市民の信頼を回復するため、返還対象期間は、法的義務を超えた平成10年度からの10年間とした。
- 当委員会が求める返還額

内部調査で判明した額	不適正な会計処理によるもの	101,384,932 円
	出所不明のもの	59,496,113 円
当委員会による推定額	取引明細表による推定	36,639,052 円
	不適正な会計処理の状況等による推定	18,401,022 円
① 合 計（返還の基礎となる額）		215,921,119 円
② 控除する額		△56,169,727 円
③ 利息相当額		21,702,496 円
返還額(①－②＋③)		181,453,888 円

- 返還に際しては、組織として対応し、退職者を含め、市行政に関わった者全体の問題としてとらえるべきである。

4 職員等の処分について

- ・ 個人責任については、現金等の捻出行為、費消行為、保管行為について、その態様により必要な処分を行うことが必要である。
- ・ 管理監督者については、責任の所在を明らかにし、個人責任の量定をふまえ、市長、副市長に至るまで、管理監督者としての責任が問われるべきである。また、会計管理事務及び監査事務に携わっていた者についても、結果として、適正な事務処理の指導が不十分であったことについての責任が問われるべきである。

5 職員の刑事責任について

- ・ 調査の結果判明した事実並びにその分析結果を前提とすると、本件不適正な会計処理による現金の捻出・支出過程に関与した者(実行行為者)について、当委員会として特に刑事処分を求める必要性はない。

6 再発防止に関する提言

- ・ 再発防止の視点
 - 現場の重視、予算執行管理の重視、透明性と説明責任の確保
- ・ 内部統制の再構築
- ・ 職員の意識改革
 - (ア) コンプライアンス研修の継続的な実施
 - (イ) 管理職の自覚と実践
 - (ウ) 風通しの良い職場づくり
 - (エ) 朝礼・ミーティングの励行
- ・ 行政の仕組みの改革
 - (ア) 管理職の管理能力・経営能力の強化
 - (イ) 厳正な予算執行管理・物品管理
 - (ウ) 節約を促す予算の仕組みの導入
 - (エ) 内部通報制度等の改善
 - (オ) 人事・給与制度の改善
 - (カ) 区役所の改革
 - (キ) リスクアプローチを踏まえた効果的な監査、監察の実施

目 次

1	外部調査委員会の活動	1
	(1) 委員会の活動	
	(2) 専門調査員の活動	
2	不適正な会計処理の検証	2
	(1) 内部調査報告書の検証	
	(2) 当委員会における検証	
3	返還について	4
	(1) 返還対象期間の考え方	
	(2) 返還の基礎となる額	
	(3) 利息相当額の考え方	
	(4) 控除の考え方	
	(5) 当委員会が求める返還額	
	(6) 返還の考え方	
4	職員の処分について	11
	(1) 個人責任	
	(2) 管理監督責任	
	(3) 平成 18 年 4 月の調査が不十分だったことに対する責任	
5	職員の刑事責任について	14
	(1) 不適正な会計処理による現金等の捻出行為	
	(2) 不適正な会計処理による現金等の支出行為	
	(3) 当委員会の判断	

6 再発防止に関する提言	18
(1) 再発防止の視点	
(2) 内部統制の再構築	
(3) 具体的な再発防止策	

7 その他	23
-------------	----

(資料)

1 外部調査委員会委員・専門調査員名簿	25
2 外部調査委員会の開催状況	27
3 外部調査委員会の事情聴取・意見聴取の主な内容	31
4 外部調査委員会による推定額の内訳	41

2 不適正な会計処理の検証

(1) 内部調査報告書の検証

今回の不適正な会計処理による現金等が判明した発端は、市の職員を名乗る者からの匿名の通報であった。市は通報を受けたあと調査を開始したが、内部調査報告書に記載されているすべての事案が一度に解明されたのではなく、幾度かの調査班から関係者への働きかけにより段階的に解明された。それゆえ当委員会は、市の調査方法の妥当性、今回判明した事案の網羅性、他に隠蔽されているものがないかについて特に注意を払って、市の内部調査報告書を検証した。

当委員会は市の内部調査報告書の精査を行うため、まず今回の調査範囲の考え方と調査方法について市の調査班に確認した。市の調査班が入手した基礎資料の確認、現地への実地調査及び関係者との面談を通して内部調査報告書の検証を実施した。市の調査が関係者からの証言や外部・内部通報を基に実施されているため、調査の限界がそこにはあるが、関係者や外部・内部通報から具体的な証言があった事案について市の調査班は詳細に調査を行い、すべての事案を内部調査報告書に記載するように努めていることが検証の過程で確認された。また、市の調査班は不適正な会計処理による現金等が存在した場合には、同様の事案がないか類似の課公所に直接の確認を行い、できるかぎりの発見に努めている。さらに、係長級以上のすべての職員から、調査の網羅性を担保するため、今回の調査における報告及び回答に誤りのないことを確認する旨の「確認書」の入手を実施した。

一方、市は今回の調査において、外郭団体を利用した不適正な会計処理（いわゆる預け金）の有無の確認については、41の外郭団体から預け金がないことの「確認書」を入手した。また、市は市の取引業者への確認については、すべての取引業者を対象にしていらないが、関係者から不適正な会計処理に関する証言があった場合には、該当する取引業者に直接の面談を求めるとともに関連業者から「確認書」の入手を実施することにより、調査の網羅性を確保している。

う観点からすれば、法的には、平成14年度以降に係る不適正な会計処理による現金等について返還すれば足りるという意見もある。

しかしながら、今回の不祥事で損なった市民の信頼を回復するためには、法的な返還義務を果たすだけでは最低限の責任を果たしたに過ぎず、到底不十分といわざるを得ない。

その一方で、資料等により入出金がかがわれる場合には、無制限に遡って返還すべきとの考えにも同意しかねるものである。

すなわち、不適正な会計処理を裏付けるうえで不可欠な支出命令書等の市の公文書は、保管義務のある平成14年度分以降に限られており、それ以前の事実確認については、残された資料や職員の記憶等に頼らざるを得なかったことから、当委員会としては、その限界を埋めるため、さまざまな努力をしたが、なお、詳細を確認するに至らない部分もあった。

しかし、法的な責任を超えて、職員に返還を求める期間を設定するには、ある程度客観的な説明も必要であろう。この点において、民法では消滅時効の定めとして、不法行為に係る損害賠償については3年(民法724条)、債務不履行に係る損害賠償については10年(民法167条1項)とされていることは、一応の参考となる。また、後述するとおり、金融機関の取引明細の保存期間が10年間であることも、参考とすべきである。

以上のことから、当委員会は、平成10年度以降の10年間を、返還対象期間とすることが妥当であると考える。

なお、不適正な会計処理が問題となった他の地方公共団体の返還対象期間の例を見ても、10年という期間はおおむね遜色のない期間であろう。

(2) 返還の基礎となる額

ア 内部調査で判明した額

(ア) 不適正な会計処理によるもの

不適正な会計処理が行われていたことを考慮し、返還対象期間に不適正な会計処理によって捻出された額と、確認された当初に保管されていた額とを合算した額を、返還の基礎とすべきであると考える。

(イ) 出所不明のもの

出所不明の現金については、その入金状況・態様が不明であるため、返還対象期間に支出が確認された額と、現在保管されている額とを合算した額を、返還の基礎とすべきであると考ええる。

イ 当委員会が推定する額

これまでに述べたとおり、市の調査において意図的な隠蔽や恣意的な操作は確認されなかったが、返還対象期間の始期である平成10年度までのすべての期間について、その詳細を確認するには至らなかったため、当委員会は、詳細を確認することができなかった期間の状況について、以下のとおり推定を行った。

(ア) 金融機関の取引明細表による推定

金融機関に取引明細の照会を行うことで、その取引の状況を確認することができた(取引明細の保管は10年間であるため、最長で、返還対象期間の始期である平成10年度まで遡って把握することができた。)。

しかしながら、これにより把握された入出金が、どのような経緯で行われたかは不明であり、不適正な会計処理により捻出されたものであると断定するにも至らなかった。

一方で、不適正な会計処理により捻出されたものではないという証明もできないものであることから、当委員会としては、確認された支出額のすべてを、返還の基礎とすべきであると考ええる。

(イ) 不適正な会計処理の状況等による推定

また、不適正な会計処理が行われていたことが確認されている課公所において、金融機関の取引明細表が取得できないため、その取引状況さえ確認できなかったところもあった。

しかし、当該課公所においては、判明した不適正な会計処理の状況及び関係者の証言等からみて、取引状況が確認できなかった期間にも、同様の不適正な会計処理が行われたと考えられた。

そこで、当委員会としては、そのような期間について支出額を推定し、返還の基礎とすべきであると考ええる。

このように返還の基礎とすべき額の推定を行うことは、市民感情にも沿うと考えるものである。

(3) 利息相当額の考え方

不適正な会計処理による現金等を返還するに当たって、その保管していた年数に応じた利息相当額を付して行うべきことは、当然のことであるが、その際に、いかなる考え方に基づき利息を算定するかが問題となる。

まず考えられるのは、「民事上の損害賠償債務に対する遅延損害金」という考え方である。これによれば、法定利率(5%)となろうが、今回の事案では、返還金の多くの部分に時効が完成しており、法定利率を付す義務があるものは一部であることが問題となる。

次に考えられるのは、「不適正な会計処理がなければ、市が得ることができたであろう利益」を返還するという考え方である。これによれば、市の歳計現金の運用実績となろうが、近年の低金利に伴って、返還金に付すべき利息としては、極端に低利となっていることから、市民感情にもそぐわないと考えられる。

最終的に、当委員会は、「不適正な会計処理により、市が余分に資金を調達するために必要とした費用」を返還するという考え方を採用することが妥当と考える。

すなわち、不適正な会計処理により、市に不要な支出をさせ、ひいては、市に余分に資金を調達する必要を生じさせたという点を考慮すると、この考え方が、より実情に即しており、経済原理にもかなうと思われる。

そして、この考え方によれば、市債の年度毎の表面利率(1.4%~2.2%)がこれに該当することになる。

(4) 控除の考え方

地方公共団体の会計事務については、地方自治法や地方財政法を始めとしたさまざまな財務会計法規による厳格な規制が存在し、それによって「地方財政の健全性」が保たれている。

しかし、不適正な会計処理が非難されるべきことは当然としても、その支出内容をみると、市にとっても有用な支出と評価できるものも含まれている。たとえば、鍵付きの保管庫については、個人情報保護の観点から必要であったにもかかわらず、予算措置がされていなかったことから購入していたものであり、このような支出すべての金額を返還させるまでの必要はないとも思われる。

そこで、本当に公務遂行上の経費として、必要な支出といえるかどうかを厳しく評価し、返還額から控除し得るかどうかを判断することとした。

ア 法的な検討

違法な財務会計上の行為により、地方公共団体に財産上の損害が発生した場合に、どのような基準で損益相殺をすべきか否かについては、最高裁平成6年12月20日判決（以下「最高裁判決」という。）が参考となる。

この最高裁判決は、公法上の債権についても、民法その他の私法上の損害賠償請求権と異なることなく、損益相殺を行うことに肯定的な見解を示しており、その基準は「相当因果関係」があること、と述べている。

しかしながら、この「相当因果関係」という基準は抽象的であるので、さらに個別具体的な検討をする必要がある。

一方で、今回の事案と同様の不適正な会計処理に係る事案である福井地裁平成18年12月27日判決は、「地方財政の健全性の確保の要請」という観点から、財務会計法規に反する支出については「相当因果関係」を一切認めないとしているが、上記の最高裁の判断からすると、形式的といわざるを得ない（なお、この福井地裁判決については、名古屋高裁金沢支部で、平成20年2月20日、不正支出について具体的な予見可能性がないとして、首長の責任が否定され、原審の判決が取り消されている。）。

イ 返還額から控除を認める支出の基準

(ア) 以上の点を総合すると、損害の判断に当たって、損益相殺を認める最高裁の考え方を基本としつつ、「地方財政の健全性の確保の要請」

という観点にも配慮した上で、返還額から控除を認める支出の基準を策定することが適当であろう。

- (イ) また、このような処理を行うには、当該支出によって「市が得る利益」が存在していることが前提となるが、市民感情を考慮すれば、「市が何らかの利益を得ている」という程度でこれを行うことは、不適当であろう。

たとえば、接遇経費についてみると、市が得た利益は接遇の相手方との円滑な折衝等が考えられるが、このような利益は、客観的に把握できるものではなく、そもそも、その必要性を明確に判断することもできない。

したがって、返還額から控除を認める支出を判断するに当たっては、当該支出により、市がどのような利益を得たか、という視点も欠かせないと思われる。

- (ウ) 以上のことから、当委員会としては、不適正な会計処理による現金等からの支出であったとしても、次の条件のすべてを満たす支出については、市が得た利益を考慮して、例外的に、返還額からの控除を認める余地があるものとする。

(控除を認める支出の基準)

- a 当該支出は、公務遂行の目的を達成するための必要かつ最少限度の支出であること。
- b 仮に正規の予算から支出する場合であったとしても、当該支出は、不適正な会計処理を行った予算から、各款・各項間の流用を要せずに出せること。
- c 当該支出によって市が得た利益が、客観的に把握できること。

ウ 返還額からの控除が認められる支出

当委員会は、上述した基準をもとに、具体的には次の方法により、内部調査報告書による使途確認票を再分類し、返還額から控除を認める支出か否かを判断することとした。

(ア) 控除を認めることができない支出

上述した基準を考慮し、内部調査報告書による使途確認票の分類中、次の要件のいずれかに該当する支出については、一律に控除の対象とはならないものとして、整理することとした。

(一律に控除の対象とならない支出)

- a 「職員関連」の支出
- b 「使途不明」の支出
- c 「業務関連」のうち次のもの
 - ・「① 接遇経費」、「② 土産代」、「③ 新聞代」、「④ 会議参加負担金」
 - ・「⑤ 業務用備品」のうち、現物が存在しないもの
 - ・「⑨ その他」のうち流用が認められていない経費

(イ) 控除を認める支出

上記(ア)に該当せず、かつ、次の要件のすべてを満たすものに限って、控除を認めることとした。

- a 支払ったことが明らかであること(客観性)。
- b 公務への必要性が認められること(必要性)。
- c 公務に実際に役立っていること(有用性)。
- d 正規に予算措置を行うことが可能であること(予算措置可能性)。

エ 控除を認めた支出の額

以上のことから、当委員会が控除を認めた支出は、次のとおりである。

使途分類	件数	金額
業務用備品	68件	16,952,832円
業務用消耗品	326件	4,212,515円
臨時的任用職員賃金	274件	31,283,177円
タクシー代	81件	547,555円
その他	134件	3,173,648円
合計	883件	56,169,727円

(5) 当委員会が求める返還額

当委員会が求める返還額は、181,453,888円であり、その内訳は、次のとおりである。

ア 返還の基礎となる額 : 215,921,119円…①

(内 訳)

内部調査で判明した額	不適正な会計処理によるもの	101,384,932 円
	出所不明のもの	59,496,113 円
当委員会による推定額	取引明細表による推定	36,639,052 円
	不適正な会計処理の状況等による推定	18,401,022 円

イ 控除する額 : 56,169,727円…②

ウ 利息相当額 : 21,702,496円…③

エ 返還額(①－②＋③) : 181,453,888円

(6) 返還の考え方

今回の不祥事は、単なる個人のモラルの欠如にあるのではなく、長年にわたる職員の公金意識の希薄さや、内部統制の不備がもたらしたものと考えられる。

このようなことからすれば、今回の返還は、不祥事に直接関わった者の責任とするのではなく、組織として対応すべきものである。したがって、退職者を含めて、市の行政にかかわった者全体の問題としてとらえるべきであり、特に管理監督の職にある者は、率先してその解決に当たることが望まれる。

4 職員の処分について

職員の処分については、市において、内部規律と公務遂行の秩序維持を目的として行うものであることから、当委員会では、不適正な会計処理が発生した背景を踏まえ、処分を行うに当たっての考え方や方向性を示すこととす

る。

今回、不適正な会計処理による現金等が判明し、複数の課公所で捻出、費消等が行われていたことは、法令を遵守し、全体の奉仕者として行動すべき立場にある公務員としてふさわしくない行為であり、これによって市民の信頼は大きく損なわれることとなった。関与した職員及びその上司にあたる管理監督者には、速やかに厳正な処分を行うことが必要である。

当委員会としては、当該行為が、多くの課公所で長年にわたり行われていた経緯を踏まえ、個々の職員の責任を問うとともに、管理監督職員の責任も明確にしていくことが必要と考える。

以下に、その個人責任について、行為の態様ごとに詳述し、管理監督責任についても述べる。

なお、市においては、平成19年3月に「懲戒処分の取扱方針」を策定しており、その方針に照らし、関与した職員等について、その原因・動機・態様及び結果などを踏まえ、厳正に実施されたい。

(1) 個人責任

ア 現金等の捻出行為

臨時的任用職員の賃金水増し・架空請求、選挙関係委託料の水増し請求、区民まつり補助金の不適正な精算、納入業者への預けが主なものである。いずれも財務会計法規を軽視、逸脱し、公務員としての倫理意識を欠く行為であって、私的着服が目的ではないとしても、不正の程度は高く、その責任は重大である。したがって、厳正な処分を行うことが相当である。

イ 費消行為

(ア) 業務関連

業務用備品や臨時的任用職員の賃金等、業務の円滑な遂行のために使用したとはいえ、その行為に対する責任は免れない。本来であれば、予算を確保し、その費目に基づいて支出すべきである。したがって、

その手続きを経ることなく公金から捻出された現金等を安易に使用したことを鑑みると、一定の処分を行うべきである。

(イ) 職員関連

飲食経費や慶弔費など、市において公金として支出することがおよそ困難な、職員に関連する使途に供されていることから、その責任は重大である。特に、飲酒を伴う懇親会や、職員の娯楽的な利用に支出された場合等については、加重した責任が問われるべきである。

(ウ) 上記(ア)、(イ)において、不適正な会計処理により捻出された現金等を含む保管金から、そのことを承知したうえで支出した場合については、加重した責任が問われるべきである。

ウ 保管行為

不適正な会計処理により捻出された現金等を含む保管金、あるいは出所不明の保管金があることを黙認し、保管し続けたことは、決して許されるものではない。しかし、費消していないということを考慮して軽い処分が相当である。

(2) 管理監督責任

先にも述べたが、今回の不祥事は悪しき慣習として、多くの課公所で長年にわたり行われていた。不適正な行為が行われていても、上司はそれに気付かず、また気付こうとせず、職員も罪の意識を強く感じることもなく、申し立てることも、是正することもしなかった。こうした倫理意識を欠いた職場風土が、長年にわたり続いていたと言わざるを得ない。したがって、その管理監督責任は重く受け止めるべきであり、処分等を実施することにより責任の所在を明らかにしていくことが必要である。

個人責任の量定をふまえ、市長、副市長に至るまで、管理監督者としての責任が問われるべきである。

また、会計管理事務及び監査事務に携わっていた者についても、結果として、適正な事務処理の指導が不十分であったことについての責任が問われるべきである。

(3) 平成 18 年 4 月の調査が不十分だったことに対する責任

市では、平成 18 年 4 月に金銭出納事務の全庁的な点検を実施したが、その時点で不適正な事例の報告が無かったことから、改めて調査を行う必要は無いと判断し、不適切な事例は無いと表明するにいった。

しかし、平成 19 年 10 月に再度調査を実施するなかで、不適正な会計処理による現金等の保管が判明したことを踏まえると、その調査及び報告が不十分であったと言わざるを得ず、しかるべき処分を行われたい。

5 職員の刑事責任について

本件における不適正な会計処理による現金等の財源たる公金は、主に市民の税金で組成されるものであり、公務遂行上の経費については、その目的を達成するために必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならず、予算への計上、財務会計法規に則った支出という形で厳格な規制がなされているのである。

よって、これを潜脱するような本件現金等の捻出・支出が許されるものではないことは言をまたない。

また、本件不適正な会計処理による現金等の捻出・支出の過程において、犯罪構成要件に該当する可能性がある行為が多数あることも、以下に述べるとおりであり、本件に関する担当職員ひいては組織内のモラルの低下・遵法精神の欠如は危機的状況にあるとさえ言える。

当委員会は、本件不適正な会計処理による現金等の捻出・支出の過程において、刑事責任を問うことが相当と思料される悪質な関与者、関与形態の有無について、調査・検討した。

(1) 不適正な会計処理による現金等の捻出行為

ア 虚偽公文書作成罪（刑法 156 条）及び同行使罪（同 158 条）

臨時的任用職員の賃金の水増し・架空請求による現金等の捻出の過程においては、実際に臨時的任用職員が勤務した日数・時間より多い金額が記載された「支出命令書」等が作成され、選挙委託料に係る不適正な会計処理による現金等捻出の過程においては、実態とは異なる予め予算

配当された金額どおりの金額が記載された「支出命令書」等が作成された。また、健康福祉局東市民病院管理課における、いわゆる業者預けに係る不適正な会計処理においては、虚偽の記載がなされた「検査調書兼支払伝票」が作成され、いずれについても、担当者が、それらの虚偽記載がなされた公文書を会計窓口に提示することにより、保管金を捻出していた。

上記文書作成・行使は、虚偽公文書作成罪及び同行使罪の構成要件に該当する可能性がある。

イ 私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）及び同行使罪（同 161 条）

前項記載の公文書の作成・行使の過程においては、事実とは異なる記載がなされた「出勤簿」や「見積書」等も作成され、「支出命令書」の添付資料として行使されていた。

文書の作成名義人である臨時的任用職員あるいは業者が、上記のような内容の文書の作成について承諾をしていないとすれば、上記行為自体は、私文書偽造罪及び同行使罪の構成要件に該当する可能性がある。

ウ 詐欺罪（刑法 246 条 1 項）

アに記載したように、虚偽の記載がなされた「支出命令書」等を、真実が記載されたものとして会計窓口に提示して、同係員を欺罔して現金を騙取する行為は、詐欺罪の構成要件に該当する可能性がある。

(2) 不適正な会計処理による現金等の支出行為

不適正な会計処理により捻出された現金等を支出した者については、業務上横領罪（刑法 253 条）あるいは背任罪（同 247 条）が成立する可能性がある。

ただ、本件の各支出行為（わずかな金額の支出も含めれば、3,600 回を超える）のすべてを、当委員会がつぶさに調査することは実施困難であった。

そこで、当委員会としては、各支出行為中に、現金等の着服行為あるいは明らかに私的流用と認められ、刑事処分が相当と思われるような支出行

為が存在しないかに着目して調査をした。

調査の結果、使途が明確に特定できない支出は約 330 件、金額にして合計約 1,180 万円であったが、個別の金額の多寡、当該出金の前後の支出、関連領収証の記載、他の通帳記載、当該課公所における他の支出状況に併せ照らすと、明らかに個人的な現金等の着服と認められる支出行為は確認できなかった。

私的流用の有無に着目して調査した支出については、選挙終了後の懇親会費（会費不足分の補填など）、残業時の弁当代、会議の席などのコーヒ一代などが主なものであり、当該課公所のモラルの低下は顕著であるものの、個別の金額は決して高額なものではなく、刑事処分が相当と思われる私的流用行為は確認できなかった。

ただし、東市民病院においては、研究研修費から捻出した預け金を利用して、預け金保管業者から、液晶テレビ・電子レンジ・炊飯器・ゲーム機等を購入しており、これらの支出は私的流用と見られる可能性がある。

(3) 当委員会の判断

本件不適正な会計処理による現金等の捻出・支出過程において、犯罪構成要件に該当する可能性がある行為が多数あることは、以上述べたとおりである。

しかし、刑法上の犯罪が成立するためには、形式的に構成要件に該当するだけでなく、特定の実行行為者に、可罰的な違法性があり、同人に刑事責任を問い得るものでなければならない。

かかる観点から、本件各行為を検討すると、以下のような事実がある。

ア たとえば、現金等捻出過程における私文書偽造を伴う虚偽公文書の作成・同行使等についてみると、その動機・目的においては、個々人の利得目的や市に対する加害目的は確認されなかった。すなわち、事務に慣れた特定の臨時的任用職員を必要な時期に機動的に雇用する目的、当該臨時的任用職員が、継続雇用の禁止に抵触する場合は、正規の手続きを踏むと雇用できないので、現場で雇用し保管金から賃金を支払う目的、老朽化あるいは破損した備品などを購入する目的、選挙事務の遂行中の

不測の事態に対応する目的など、業務の円滑な遂行を目的としていた。

イ 刑事責任の追及は、特定の実行行為者（共犯も含む）を対象とするものであるが、前述のように本件各現金等の捻出・支出行為は、長期にわたり（始期を特定できるものではなく、当該方法を考案した職員の特定も不可能である）、システマティックに行われており、今回の調査において特定された担当者についてのみ刑事責任を追及することは公平に欠け、適切ではないと思われる。

また、個々の担当者についてみると、当該課公所に異動すると、前任者から保管金の引継ぎを受け、捻出・支出の方法等について指示を受けて、同人の意思にかかわらず、前任者と同様の処理をせざるを得なかった者が少なくない。多くの担当者は、上司に相談しようにもすることができず、苦悩しながら前任者と同様の処理を行っていたという実態がある。

ウ 本件不適正な会計処理による現金等の捻出・支出の過程において、個人的な現金等の領得行為あるいは隠匿行為は確認されなかった。

エ 市の内部調査及びそれに引き続く当委員会における調査の過程において、事実の偽装・隠蔽を諮ったり、敢えて虚偽の報告をするというような悪質な課公所・職員は見当たらなかった。

オ 他の地方公共団体における本件と同様の不適正な会計処理の事案において、一部の悪質事例を除き、警察・検察当局が立件した例はない。

カ 本件不適正な会計処理による現金等に関しては、原則として過去 10 年分について遡り、算出した金額に一定の利息を付した上で、職員において市に対して返還させることによって、実質的な補填はなされる見込みである。

キ 本件不適正な会計処理による現金等の捻出・支出に関与した現職員は、それぞれの関与の形態、監督責任の軽重に応じて、厳正な処分を受ける予定である。

以上のとおり、これまでの調査の結果判明した事実及びその分析結果を前提とすると、本件不適正な会計処理による現金等の捻出・支出過程に関与した者（実行行為者）について、当委員会としては、特に刑事責任を求める必要性はないと考える。

6 再発防止に関する提言

(1) 再発防止の視点

当委員会は、これまで、市の内部調査に係る関係書類の精査を行うとともに、内部調査に直接携わった職員、不適正な会計処理に係る局区の長、制度（会計、監査、区政、財政、組織、人事）の所管局室の長、幹事区長、改善提案を提出した職員、名古屋市民オンブズマンなどから事情聴取あるいは意見聴取を行い、精力的に検証を進めてきた。

その中で明らかとなったことは、多くの課公所で、不適正な会計処理によって現金等が捻出され、あるいは引き継がれ、かつ、支出されていることが問題であることに気づかず、あるいは気づこうとせず、さらに、各種のチェックでも見過ごされていたことである。

これは、組織の中に組み込まれるべき仕組みである「内部統制」が組み込まれず、また、組み込まれていたとしても機能していなかったことの反映である。当委員会は、機能する「内部統制」を組み込むことに関する責任は、職員のみが負う問題ではなく、最終的には首長である市長が負う問題であると考ええる。

市は、市長による強力なリーダーシップのもと、次の視点から、これまでの組織のあり方を抜本的に改めるための再発防止に取り組むべきものと考ええる。

ア 現場の重視

今回の不祥事の背景の一つとして、市全般に、現場の実情や発想が十分に把握されず、市行政に生かされていなかったことがあると思われる。このため、再発防止は、現場を重視する視点で取り組むべきである。

イ 予算執行管理の重視

財政民主主義の原則は、予算を、市民の代表である議会の承認というコントロールに服せしめるだけでなく、その執行段階においても、この予算及び法令によるコントロールに服せしめることを要求する。今回の不祥事は、財政民主主義に基づく予算執行管理が厳正に行われれば、その多くは防ぎ得たものである。再発防止は、予算執行管理をより重視する視点で取り組むべきである。

ウ 透明性と説明責任の確保

今日に至るまで、複数の課公所で不適正な会計処理が行われ、発覚しなかったことは、市民の信頼を大きく傷つけることとなった。市民の信頼を一刻も早く回復するために、再発防止は、透明性と説明責任をしっかりと確保するという視点で取り組まれ、その実施状況が市民に公表されなければならない。

(2) 内部統制の再構築

今回の不適正な会計処理が生じた原因は、職員のコンプライアンス意識の欠如、リスクの把握ができていなかったこと、第三者的な見地からの監査、監察機能が十分に果たされていなかったことなどが挙げられる。これらは、元来備わっているべき内部統制が有効に機能していなかったことの現れであると言える。

こうした点について、市としての内部統制の再構築が必要であり、そのために、P D C A（Plan(計画)・Do(実施)・Check(点検)・Action(改善)）の考え方による次のような取り組みを行うことが望まれる。

○市長をはじめ、副市長や局区室長等の内部統制に果たす役割、使命を

明確にした上で、不祥事の予防策・対応策を進める。

- 各職場において、業務ごとに想定されるリスクを洗い出し、発生可能性が高く、影響力の大きいリスクから優先的に対応し、不祥事の発生を予防する。
- 各局区室や各職場における取組みが適正に機能しているかを定期的に点検し、改善・強化に努める。
- 市の内部統制の仕組みが有効に機能しているか、更に強化すべき取組みが不足していないかについて、外部の専門家の視点からも点検する。
- こうした内部統制の実施状況については、定期的に市民に公表していく。

(3) 具体的な再発防止策

ア 職員の意識改革

(ア) コンプライアンス研修の継続的な実施

法令や公務員倫理の遵守など職員のコンプライアンスの意識を高めるために、職員各層の役割に応じたきめ細かなコンプライアンス研修を継続的に実施すべきである。

(イ) 管理職の自覚と実践

職員の意識改革の取組みを実効性あるものとするためには、何よりも管理職が、コンプライアンスの確保に関して果たすべき役割を自覚し、自ら実践するとともに、職員に対してきめ細かな指導監督を行うべきである。管理職は、「決裁」を行うに当たっては、その責任の重要性を自覚し、内容の点検・確認をしっかり行い、適法かつ妥当な意思決定を行わなければならない。

(ウ) 風通しのよい職場づくり

管理職が部下との対話の機会を積極的に設け、組織の一体感と規律性を高める取組みが必要である。上司や同僚に相談しやすい、明るく元気で活力に満ちた風通しのよい職場づくりを進めることによって、

職員の改善意欲を高めるべきである。

まずは、各職場において、管理職が積極的にあいさつや声かけを行うことや、部下をよく観察し、モチベーションの向上に努めることが望まれる。

(エ) 朝礼・ミーティングの励行

すべての職場の活性化を図るために、毎日の朝礼やミーティングを実行することが望ましい。その際、「公金意識の向上」や「倫理意識の向上」といったスローガンの呼びかけだけでなく、職員が自主的に改善の取組みに乗り出すことを決意する場とすべきである。

イ 行政の仕組みの改革

(ア) 管理職の管理能力、経営能力の強化

身近で行われている不適正な会計処理を管理職が認識していなかった、あるいは不適正な会計処理による現金等の存在を認識しても積極的に介入して是正しようとしなかったという現実を踏まえて、研修の強化など、管理職の管理能力、経営能力の向上を図るべきである。

(イ) 厳正な予算執行管理・物品管理

管理職は、常に業務に関する指標やデータの把握・分析に努めることにより、現場の実情を踏まえた管理・経営責任を果たし、厳正な予算執行管理に努めるべきである。また、職場における物品の管理についても厳正に行わなければならない。

(ウ) 節約を促す予算の仕組みの導入

今回の不祥事をみると、予算は使い切れればいいという職員の意識があり、民間企業に比べて、節約に対する意識は著しく低いことがうかがえた。予算の配分、配当においても、予算の執行における節約が反映されるような仕組みを導入すべきである。

(エ) 内部通報制度等の改善

内部通報は数居の高いものであるが、必要なときに利用しやすい制度にするために、制度及び運用の工夫、改善を進めるべきである。また、職員からの改善意見を生かす制度の充実を図るべきである。

(オ) 人事・給与制度の改善

コンプライアンスの確保や業務改善に対する職員の意欲を引き出すため、これらの点で発揮された職員の能力、業績の評価が、人事や給与に、今以上に反映されるような制度の改善を図るべきである。

(カ) 区役所の改革

今回、市民サービスの第一線にある多くの区役所に不適正な会計処理による現金等があり、つい最近まで捻出行為が行われていたケースが判明している。長年、市の課題として取り組まれながら足踏みを続けてきた区役所の改革、自主性・主体性を発揮できる仕組みづくりを、今回の「ピンチ」を「チャンス」ととらえ、全市を挙げて不退転の決意で取り組むべきである。

当面、不適正な会計処理の誘因となった、効率的な予算執行管理やジョブローテーションの阻害要因を除くため、次の取組みが望まれる。

○区の予算に関して、現行の本庁所管局別の管理に加え、区長が区全体の状況を把握して管理できる仕組みを導入すべきである。

○緊急に必要となる予算需要に対して、区役所に係る予算の枠内で区長が弾力的に対応できる仕組みを導入すべきである。

○本庁と区役所の人事における硬直化した現状を打破し、両者の人事交流の活性化を図るべきである。

(キ) リスクアプローチを踏まえた効果的な監査、監察の実施

監査、監察などを効率的、効果的に行うためには、すべての組織を順番に、あるいは不祥事の事後的な対応という発想にとらわれず、優先順位の高いリスクをあらかじめ分析して重点的にチェックを行う民間の「リスクアプローチ」の考え方を導入すべきである。

その際、従来実施している本庁の事業所管区分に着目した縦割りの監査だけではなく、区役所等における横断的な監査についても検討するべきである。

また、監察についても、あらかじめ不祥事の背景・発生要因を分析

し、リスクの高い分野について、随時監察を実施することも望まれる。

7 その他

当委員会は、市の外郭団体自身の不適正な会計処理について検証や提言を求められてはいないため、この報告書では触れていない。

外郭団体は市から独立した団体であり、各々の内部で自律的にコンプライアンスの確保が図られるべきである。しかしながら、外郭団体は、市が出資したり、職員を派遣したりしている公共性の高い団体であり、今回、市が実施した不適正な会計処理の調査にならって、今後、適切な対応を行われたい。

外部調査委員会委員・専門調査員名簿

	氏 名	役 職 等
委 員	いちはし かつや 市橋 克哉	大 学 教 授
	かとう めいじ 加藤 明司	公 認 会 計 士
	さいとう つとむ 齋藤 勉	弁 護 士
専 門 調 査 員	おおしま よしあき 大島 嘉秋	公 認 会 計 士
	みずの たいじ 水野 泰二	弁 護 士

(50 音順)

検証作業事務補助者	さいとう ゆういち 齋藤 雄一 (公認会計士)
-----------	---

外部調査委員会の開催状況

区分	開催日	主な内容
第1回	平成19年11月16日（金） 午後1時～午後2時	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・委員会設置の趣旨を確認するとともに、これまでの不適正な会計処理に係る調査結果と、内部調査チームの調査体制などについて市から報告を受け、今後の委員会の進め方について話し合いを実施
第2回	平成19年12月28日（金） 午後5時～午後6時40分	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・市の内部調査の結果を受け、検証作業、今後の進め方について話し合いを実施
第3回	平成20年1月7日（月） 午後4時～午後8時	【出席者】委員2名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・内部調査班の班長からの事情聴取
第4回	平成20年1月14日（月・祝） 午後3時～午後9時	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・不適正な会計処理に係る局区の長から事情聴取
第5回	平成20年1月16日（水） 午後4時～午後9時	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・制度（会計、監査、区政、財政、組織、人事）を所管する局室長から意見聴取

区分	開催日	主な内容
第6回	平成20年1月18日（金） 午後5時～午後8時	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・今後の検証等の進め方について ・緊急提言案の検討
第7回	平成20年1月22日（火） 午後5時～午後8時30分	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・緊急提言案の検討
	平成20年1月24日（木） 午前10時	市長へ「不適正な会計処理による現金等に係る緊急提言」の提出
第8回	平成20年1月28日（月） 午後3時30分～午後5時	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・幹事区長（中村区長・中区長）から意見聴取
第9回	平成20年2月1日（金） 午後4時30分～午後7時	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・内部調査結果の検証 ・論点整理
第10回	平成20年2月6日（水） 午後1時～午後4時	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・他の地方公共団体の対応 ・内部調査結果の検証 ・論点整理
第11回	平成20年2月12日（水） 午後5時～午後9時	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・内部調査結果の検証 ・論点整理

区分	開催日	主な内容
第12回	平成20年2月14日（木） 午後5時～午後8時30分	【出席者】委員3名、専門調査員1名 【議事の概要】 ・ 内部調査結果の検証 ・ 論点整理
第13回	平成20年2月18日（月） 午後1時～午後5時45分	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・ 内部調査結果の検証 ・ 論点整理 ・ 改善提案を提出した職員から意見聴取 ・ 名古屋市民オンブズマンから意見聴取
第14回	平成20年2月21日（木） 午後6時～午後10時	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・ 内部調査結果の検証 ・ 論点整理
第15回	平成20年2月25日（月） 午前10時～午後3時30分	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・ 報告書案の検討
第16回	平成20年2月26日（火） 午前11時～午前11時30分	【出席者】委員3名、専門調査員2名 【議事の概要】 ・ 報告書の決定・提出

外部調査委員会の事情聴取・意見聴取の主な内容

1 内部調査班の班長からの事情聴取（第3回委員会）

区 分	内 容 等
事情聴取の趣旨	内部調査報告書の精査を行うため、市の調査範囲の考え方と調査方法について市の調査班に確認した。
主な聴取事項・ 聴取内容等	（各調査班の調査体制） ・ 調査班の構成、人数について ・ 調査班からヒアリングを受けた、不適正な会計処理に係る課公所の職員の人数等について ・ 実地調査を行った課公所の範囲、数について （各調査班の調査方法） 【不適正な会計処理による保管金がある場合】 ・ 不適正な会計処理の把握、特定 ・ 入金額、入金方法及び使途の確認 【出所が不明な保管金がある場合】 ・ 出所が不明な保管金の出所の解明 【現在はないが過去に現金等があった場合】 ・ 出所が不明な現金等の出所の解明 【不適正・出所不明な保管金がない場合】 ・ 他の課公所で不適正な会計処理が行われた事務について、不適正な会計処理を行うことなく、どのように対応しているかを確認した。 《確認した対応事例》 ◇ 臨時的任用職員の雇用について、雇用申請書、履歴書、雇用確認書等を抽出して確認した。 ◇ 委託料の支出方法について、債権者（業者等）からの請求書や支払方法（口座振替、窓口払）について確認した。

◇使途について、消耗品や備品は予算の範囲内で購入していることを確認した

◇事務室において、備品等の設置状況や金庫内の保管内容、状況について実地を確認した。

2 不適正な会計処理に係る局区の長からの事情聴取（第4回委員会）

区 分	内 容 等
事情聴取の趣旨	不適正な会計処理に係る局区（健康福祉局、昭和区、中川区、南区、緑区、天白区）の長及び課公所長らから、直接、不適正な会計処理の内容、調査内容の確認をした。
主な聴取事項・ 聴取内容等	（不適正な会計処理の内容の確認） ○業者への預け ・支出命令段階での検査確認が甘く、上司は、今回の調査の中で申し出があり、はじめて預けが行われていることを知ったこと。 ・預け金から物品を購入するときの業者への指示は、職員が医師から頼まれたり、直接、医師がしていたこと。 ・預け金からの購入に当たり決裁等はされておらず、購入した物品には、研究研修費で購入できるもの、購入できないもの、両方が含まれていたこと。 ○臨時的任用職員賃金 ・臨時的任用職員については、雇用期間の定めがあるが、円滑な業務の運営にとられ、業務に慣れた臨時的任用職員を雇用するため、賃金の水増し・架空請求が続けられてきたこと。 ・多くの上司は、これまで部下からの報告や相談がなく、また、決裁をする際に、不適正な会計処理がされていることを見抜くこともできなかったこと。 ・平成17年度から、臨時的任用職員の賃金が、原則、口座振替とされたので、賃金の水増しをしにくくなり、捻出をやめた課公所もあること。

○選挙関係委託料

- ・選挙は短期間に事務が集中するため、滞りなく事務を行いたいという気持ちから、正規の手続きを外れ、不適正な会計処理をしていたこと。
- ・不適正な会計処理があったことを知らない課長がいる一方で、捻出された保管金からの支出についても、課長まで了承をとっていた例もあったこと。

(局区の長が行った調査内容の確認)

- ・他の市民病院には預けがないことを確認するため、病院の取引業者に文書照会し、回答を得たこと。
- ・東市民病院だけに預けがあるのは、治験・読影料収入等があり、医師の研究研修費の交付が、他病院より多いことが考えられること。
- ・預け金で数年前に納入されたパソコン・テレビに、存在が確認できないものがあったが、追加調査で発見できたこと。
- ・区長は、区での不適正な会計処理のすべてを報告させるため、部下へ呼びかけをし、個別面談等を行ったこと。
- ・出所不明な入金、使途不明の支出には、精一杯調べたうえで、分からなかったものを挙げたこと。

3 制度（会計、監査、区政、財政、組織、人事）を所管する局室長からの意見聴取（第5回委員会）

区 分	内 容 等
意見聴取の趣旨	会計、監査、区政、財政、組織、人事を所管する局室長からそれぞれの現状の制度の運用状況及び今回の不祥事に係る問題点などについて意見を聴取した。
主な聴取事項・ 聴取内容等	（会計制度） ・ 予算主管課からの予算の配当、課公所での執行、会計室での支出命令の審査、債権者への支払いまでの一連の流れについて説明を受けた。 ・ 実際の支払い手続きについて、臨時職員費の支払いを例に雇用申請、雇用確認、支出決裁、支出命令、支出命令の審査、賃金の支払いの流れについて説明を受けた。 （監査制度） ・ 定期監査・行政監査、例月出納検査、財政援助団体監査、包括外部監査などについて、内容、実施周期などの説明を受けた。 ・ 監査の実施にあたっての、年間計画の策定、実施通知、監査対象部署の職員からの説明の聴取、関係書類等の調査、監査結果の決定、監査講評、監査結果の公表、措置状況の通知・公表など、監査事務の全体の流れについて説明を受けた。 ・ 区役所においては、本庁の事業所管区分に着目した縦割りの監査を実施していることの説明を受けた。 （区政） ・ 平成19年12月に区役所改革基本計画を策定し、そのなかで

平成20年度以降、区ごとに、区政の重点的な取り組みや目標を定めた区政運営方針を策定し、区が主体的に進行管理を行っていくことについて説明を受けた。

(予算)

- ・区役所の事例を中心に、経常的に必要な経費、政策的に必要な経費などの予算編成の流れについての説明を受けた。

(組織・人事)

- ・職員の配置換や、昇任選考、局間異動状況について説明を受けた。
- ・職員の業績評価制度、職員表彰制度、業務改善運動、内部通報制度について説明を受けた。

4 幹事区長（中村区長・中区長）からの意見聴取（第8回委員会）

区 分	内 容 等
意見聴取の趣旨	不適正な会計処理の再発防止策の策定に当たって、区役所の現状等を把握するため、幹事区長（中村区長・中区長）から意見を聴取した。
主な意見聴取の内容	○中村区・中区での調査の確認 ・今回の調査で、両区では不適正な会計処理による現金等が確認されなかったことについて、調査内容等の説明を受けた。 ○区をよくするための意見 ・今回の不祥事に当たって、16区長が予算システム、人事システム、区の将来について、「区をよくするための意見」を取りまとめたので、この内容の説明を受けた。 ○幹事区長の主な意見 ・本庁各局から縦割りで事務・予算が割り振られ、区で流用など弾力的運用を図ることが困難な状況にある。 ・区役所に長期在職する職員がいる一方で、新規で区に配属され数年で本庁に異動する職員もいる。区職員の平均年齢は50歳を超え、特に中堅職員が少なく、年齢構成のバランスが悪い。 ・区長にも、日ごろの区政運営の中で、不適正な会計処理を防ぐ端緒はあったかもしれない。今回に限らず、部下が抱えている問題を聞き、それを解決するシステムとする必要がある。

5 改善意見を提出した職員からの意見聴取（第13回委員会）

区 分	内 容 等
意見聴取の趣旨	今回の不祥事にあたって、職員から市役所をよくするための意見募集したところ、408件の応募があった。再発防止策検討の参考とするため、顕名で応募した職員の中から、担当者2名、係長1名、課長1名から意見を聴取した。
主な意見	・本庁が区役所のことを知らない最大の要因は、本庁内、区役所内と2線化された人事であり、区役所改革を実質的に進める上でも人事の改革が必要である。 ・区では、法令に対する知識が低く、経理や監査的業務を経験した職員を区役所に配置すべきである。 ・アルバイトに頼らなくて済む人員配置が必要である。 ・区役所では、予算が乏しい課と潤沢な課の違いが大きい。共通した消耗品は、昔のように一括購入してはどうか。 ・区役所の窓口業務のある職場では朝礼は取り組みにくい。 ・不適正な会計があっても言い出しにくい雰囲気があった。

6 名古屋市民オンブズマンからの意見聴取（第13回委員会）

区 分	内 容 等
意見聴取の趣旨	名古屋市民オンブズマンは、市に対してたびたび申し入れを行っているので、直接意見を聴く機会を設けることとした。
主な意見	名古屋市民オンブズマンには20数件の情報が寄せられている。そのうちの主なものとして以下の事例が紹介された。 ・外部調査委員会の委員に言いたいといったら、まずは監察に話してほしいといわれ、うやむやにされた。 ・裏金でパソコンを買って、異動先でも使用している。備品台帳を調べれば分かる。 ・補助金を払っている団体が開催する宴会に、市の職員が毎年招待されている。 ・イベント実行委員会での裏金が常態化しており、委託料や補助金をプールする口座がある。 ・昔の話だが、市では、外郭団体からの上納金を保管し、旅行や飲食の経費などに使っていた。 ・外郭団体を取り扱う工事に市職員が安全確認などのため立ち会うことがあるが、外郭団体が施工業者にその立会い費用を請求している。

外部調査委員会による推定額の内訳

1 金融機関の取引明細表による推定額(13口座 36,639,052 円)

年 度	金 額
平成 10 年度	13,132,157 円
平成 11 年度	6,605,257 円
平成 12 年度	5,159,444 円
平成 13 年度	3,233,089 円
平成 14 年度	2,493,569 円
平成 15 年度	2,981,350 円
平成 16 年度	2,850,486 円
平成 17 年度	183,700 円
平成 18 年度	-
平成 19 年度	-
合 計	36,639,052 円

2 不適正な会計処理の状況等による推定額(5課公所 18,401,022 円)

(1) 不適正な会計処理の状況による推定(4 課公所 16,101,022 円)

不適正な会計処理の状況			未判明期間 C	推定額 (A/B) × C
不適正な会計処理による 入金額 A	会計書類等 により判明している期間 B	平均入金年額 (A/B)		
1,499,528 円	2 年	749,764 円	7 年	5,248,348 円
3,740,962 円	4 年	935,240 円	4 年	3,740,960 円
3,725,208 円	6 年	620,868 円	4 年	2,483,472 円
7,996,538 円	4 年	1,999,134 円	4 年	※ 4,628,242 円

※ 最下欄について、7,996,536 円(1,999,134 円の 4 年分)とならないのは、未判明期間の一部について、金融機関の取引明細表が取得できたので、その額(3,368,294 円)を控除したものである。

(2) 関係者の証言により推定(1 課公所 2,300,000 円)

推定年額	推定期間	推定額
平成 10 年度 100,000 円、平成 12 年度 800,000 円、 平成 13 年度 500,000 円、平成 14 年度 500,000 円、 平成 16 年度 400,000 円	5 年	2,300,000 円